

烏山弁天池特別緑地保全地区緑地管理協定書

土地所有者高源院（以下「甲」という。）と世田谷区（以下（乙）という。）とは、烏山弁天池特別緑地保全地区における緑地の管理等について次のとおり協定を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの協定を履行しなければならない。

（協定書の目的となる土地及び使用目的）

第2条 甲は、別紙目録記載の土地（以下「本件土地」という。）を乙に無償で貸与するものとする。

2 乙は本件土地を本協定の目的となる土地として使用し、甲はこれに支障がないよう協力するものとする。

（協定の有効期間）

第3条 管理協定の有効期間は令和7年7月9日から令和12年7月8日までの5年間とする。

（緑地の管理）

第4条 本協定の有効期間中、本件土地に関わる緑地を良好な状態に保全するため、乙は以下の業務を行うものとする。

一 本件土地内に存する池の浚渫及び水生植物の除去、その他池を良好な状態に回復させ、維持するために最小限必要なこと。

（土地使用上の制限）

第5条 乙は、前条に掲げる業務の必要上行う最小限の土地の形質の変更のほか、甲の承諾なしに本件土地の形質の変更を行うことはできない。

（禁止行為）

第6条 甲は、本協定の有効期間中は、乙の承諾がなければ次の行為をしてはならない。

一 本件土地に使用又は収益を目的とする権利を設定すること。

二 本件土地に新たに工作物等を設置すること。

三 本件土地の形質の変更を行うこと。

四 本件土地において木竹の伐採を行うこと。ただし、管理上必要とするものは除く。

五 前各号に掲げるもののほか本件土地に係る緑地の保全に影響を及ぼす恐れがあると乙が認める行為

（協定に違反した場合の措置）

第7条 甲又は乙は、それぞれが本協定に定める事項に違反したときは、相当の期間を定め本協定を適正に履行すべき旨を申し入れることができる。

2 甲又は乙は、前項の期間の経過にかかわらず、なお違反の状況が継続しているときは、本協定の適正な履行のために必要な措置を自ら講じ、又は本協定に違反した者に

対する申し入れにより、本協定を解除することができる。

3 前項に掲げる措置に要した費用は、本協定に違反した者が負担するものとする。

(協定の解除)

第8条 甲は、本協定の有効期間中においては、正当な事由がない限り土地の返還を求め、又は本協定を解除することができないものとする。

2 乙は、本件土地を第4条の使用目的として使用する必要が無くなった場合には、本協定を解除することができる。

(協議)

第9条 本協定について疑義が生じたとき、又は本協定に定めがない事項について約定する必要があるときは、甲、乙協議の上、定めることとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和7年7月3日

甲 東京都世田谷区北烏山四丁目30番1号
高源院

乙 東京都世田谷区世田谷四丁目21番27号
世田谷区
世田谷区長 保坂 展人

不動産目録

不動産の表示

所在地	世田谷区北烏山4丁目1443-2
地目	池沼
地積	436平方メートル
土地の範囲	(別図参照)

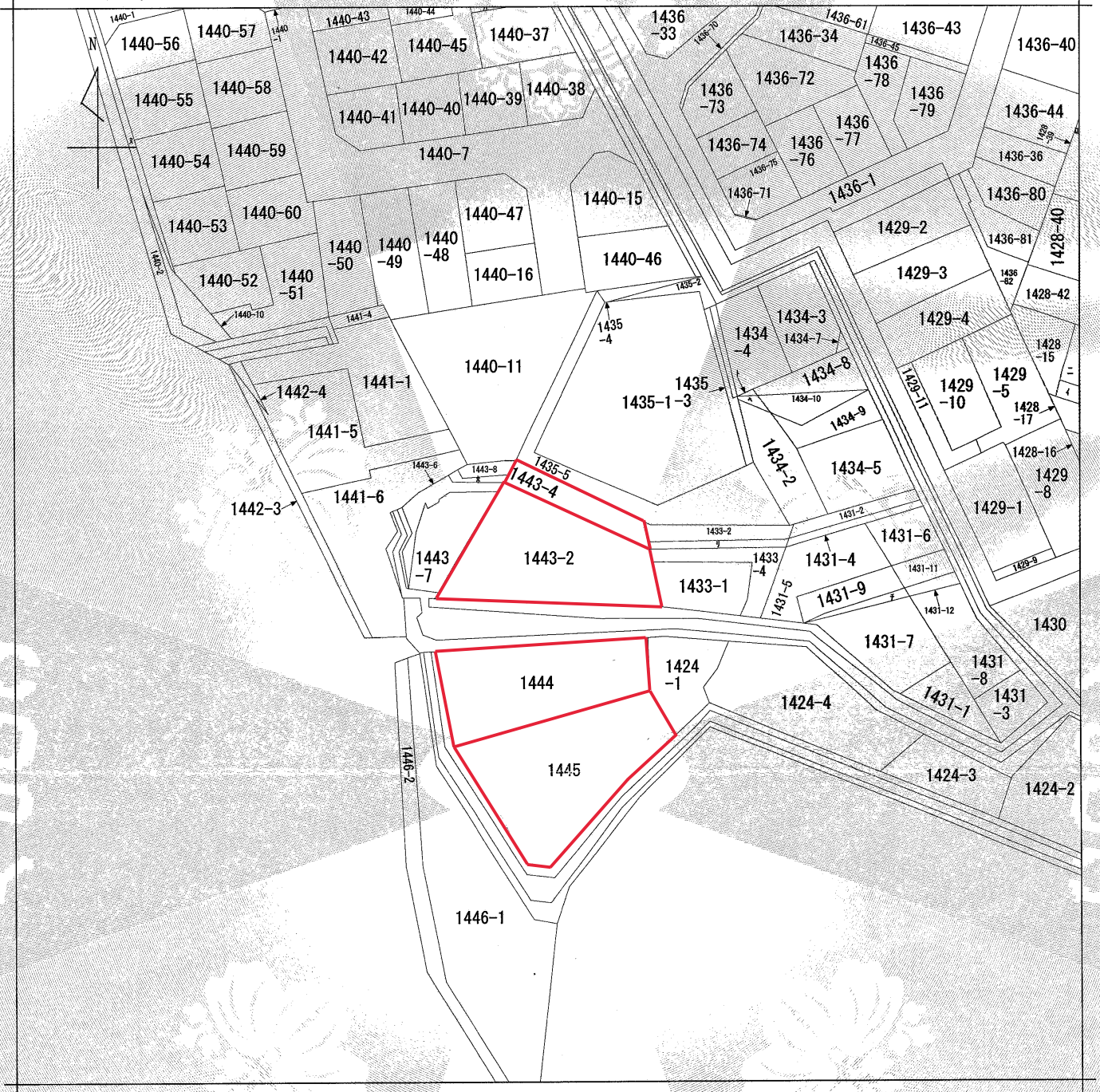
所在地	世田谷区北烏山4丁目1443-4
地目	用悪水路
地積	46平方メートル
土地の範囲	(別図参照)

所在地	世田谷区北烏山4丁目1444
地目	池沼
地積	426平方メートル
土地の範囲	(別図参照)

所在地	世田谷区北烏山4丁目1445
地目	池沼
地積	482平方メートル
土地の範囲	(別図参照)

以下余白

イ 1428-12 ハ 1440-14 ホ 1443-9 ト 1434-1 リ 1433-3
ロ 1428-35 ニ 1428-14 ヘ 1434-6 テ 1431-10 ヌ 1440-9



(注) 地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請 求 部 分	所 在	世田谷区北烏山四丁目				地 番	1443番2			
出 力 縮 尺	1/600	精 度 区 分		座 標 系 又 は 記 号		分 類	地図に準ずる図面		種 類	旧土地台帳附属地図
作 成 年 月 日					備 付 年 月 日 (原図)			補 事 記 項		

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年3月7日
東京法務局世田谷出張所
登記官

中村久仁子



請求番号 : 30-1
(1/1)

公用